

北海道札幌市西区発寒 10 条 12 丁目 2 番 20 号
ロジスティード北日本株式会社
代表取締役 藤谷 寛幹

貸 借 対 照 表
(2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	3,649,045	流 動 負 債	2,428,188
現 金 及 び 預 金	11,811	買 掛 金	722,644
受 取 手 形	3,786	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	200,000
電 子 記 録 債 権	36,584	リ ー ス 債 務	105,396
売 掛 金	1,476,670	未 払 金	936,811
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,901	未 払 費 用	373,353
前 払 費 用	84,454	未 払 法 人 税 等	27,326
未 収 入 金	311,035	未 払 消 費 税 等	40,982
預 け 金	1,710,442	前 受 金	8,905
そ の 他	6,357	預 り 金	11,992
固 定 資 産	3,994,185	そ の 他	774
有 形 固 定 資 産	3,339,438	固 定 負 債	4,228,271
建 物	1,498,120	長 期 借 入 金	3,000,000
構 築 物	56,069	リ ー ス 債 務	311,997
機 械 及 び 装 置	13,128	長 期 未 払 金	52,080
車 両 運 搬 具	1,451	退 職 給 付 引 当 金	472,065
工 具 、 器 具 及 び 備 品	96,071	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28,900
土 地	1,259,866	資 産 除 去 債 務	359,031
リ ー ス 資 産	414,399	そ の 他	4,196
建 設 仮 勘 定	330	負 債 合 計	6,656,459
無 形 固 定 資 産	36,999	【純資産の部】	
ソ フ ト ウ ェ ア	35,818	株 主 資 本	986,771
そ の 他	1,181	資 本 金	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	617,747	資 本 剰 余 金	168,500
出 資 金	3,460	資 本 準 備 金	168,500
長 期 前 払 費 用	6,881	利 益 剰 余 金	718,271
繰 延 税 金 資 産	382,456	利 益 準 備 金	25,000
差 入 保 証 金	224,950	そ の 他 利 益 剰 余 金	693,271
		別 途 積 立 金	700,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 6,728
資 産 合 計	7,643,230	純 資 産 合 計	986,771
		負 債 純 資 産 合 計	7,643,230

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,321,772
売 上 原 価		11,597,696
売 上 総 利 益		1,724,075
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,464,534
営 業 利 益		259,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,285	
受 取 配 当 金	64	
物 品 売 却 益	5,306	
受 取 保 険 金	5,284	
事 務 手 数 料	359	
還 付 加 算 金	575	
キ ャ リ ア ア ッ プ 助 成 金	500	
そ の 他	1,093	14,468
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,244	
災 害 に よ る 損 失	5,500	
そ の 他	315	29,060
経 常 利 益		244,949
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	379	379
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,246	
リ ー ス 資 産 解 約 損	175	5,422
税 引 前 当 期 純 利 益		239,907
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	106,577	
法 人 税 等 調 整 額	△23,345	83,231
当 期 純 利 益		156,676

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 当社は親会社であるロジスティード株式会社と協同し、ロジスティード株式会社の再上場に向けてグループ一体となった企業価値向上施策を実施しており、当事業年度にてロジスティードとの間において当社が運営する物流事業に係る各マネジメント業務についての業務委託を締結しております。
その契約による影響で当期純利益、1株当たり当期純利益が前年と比べて減少しております。

個 別 注 記 表

計算書類は「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて作成しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	債却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間(9～15年、無期限定社員:7～8年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

4. 収益認識の基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、顧客の要望に合わせて総合的な物流サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客へ移転することを約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約を有しておりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行います。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

(収益認識に関する注記)

当社は主として3PL事業と重量機工事業を行っております。

3PL事業においては、国内における物流システムの構築、情報管理、在庫管理、受注管理、流通加工、物流センター運営、工場構内物流作業及び輸配送などの物流業務の包括的受託等を行っています。契約において保管物等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び保管物などの引き渡した時点で収益を認識しています。契約において、一定期間にわたるサービスの提供が定められている場合には、その経過期間を考慮して収益を認識しています。支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものではありません。

重量機工事業においては、特殊な重量品の輸送移設や各種機械設備輸送据付、移転サービス等を取扱う物流業務であり、輸送、搬出、搬入、解体、組立、据付といった包括的な物流サービスを提供しています。当事業においては、包括的な物流サービスを提供する場合もあれば、一部の作業のみを当社が請負う場合もあります。包括的な物流サービスを提供している場合、各作業の相互関連性が高く、ある作業の進捗により他の作業が影響を受けることになるため、契約の観点において区分できません。契約に含まれる各作業は、作業単位で別個の履行義務とはならず、契約全体で単一の履行義務を構成します。契約において、一定期間にわたるサービスの提供が認められている場合、その経過期間に応じて収益を認識しています。支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものではありません。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しています。